

平泉町景観計画改定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名称 平泉町景観計画改定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「平泉町景観計画改定支援業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結の日から 令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 7,286,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 担当部署

平泉町 建設水道課 担当：佐藤

住所 〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

電話番号 0191-46-5569（直通） FAX0191-46-3080

メールアドレス kensetsu@town.hiraizumi.iwate.jp

3. 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であることを条件とする。

- (1) 令和7・8年度岩手県南広域入札参加資格者名簿に登録されている者で、入札参加資格を有する者のうち、岩手県内または宮城県内に本社又は業務委託契約締結について本社から委任されている支社若しくは営業所を有する者であること。
- (2) 普通地方公共団体から発注された景観計画の策定や改定に係る業務又は景観計画策定に関する基礎調査等業務の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行っていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 平泉町暴力団排除条例（平成27年平泉町条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団又はこれらと密接な関係を有しない者であること。

4. プロポーザルのスケジュール

事業者選定等に関するスケジュールは、次のとおりとする。

期日	内容
令和8年4月17日（金）	町ホームページへの掲示（実施要領、様式、資料等の公表）
令和8年5月8日（金）	参加表明書の提出期限
令和8年5月8日（金）	質問受付期限
令和8年5月11日（月）	質問回答期限
令和8年5月20日（水）	企画提案書の提出期限 ※提案者が3者を超える場合は、書類審査あり
令和8年5月27日（水）	プロポーザル審査委員による契約候補者の選定
令和8年5月28日（木）	審査結果の通知
令和8年6月上旬	契約締結

5. 参加表明書の提出

参加希望者は、次により参加表明書及び資格要件確認に必要な書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月8日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2
平泉町 建設水道課 佐藤
電話番号 0191-46-5569（直通） FAX 0191-46-3080
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送
(持参する場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)
- (5) 提出書類
 - ①参加表明書（様式第1号）
 - ②法人概要書（様式第2号）
 - ③参加資格要件確認書（様式第3号）
- (6) 参加承認 参加表明者が資格要件を満たしているか確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知するものとする。
- (7) 参加辞退 参加申込後、参加を取りやめる場合は「辞退届」（様式第4号）を提出すること。

6. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問書（第5号様式）を次の要領で提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月8日（金）午後5時（必着）

- (2) 提出先 平泉町建設水道課（前記2参照）
- (3) 提出方法 電子メールにより提出（送信）
件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和8年5月11日（月）までに、電子メールにて参加表明者に随時回答する。
なお、審査に関することや他提案者の状況、その他本業務の実施に必要ないと判断される質問に対しては、回答しないものとする。

7. 企画提案書等の提出

企画提案書等は次のとおり作成し、提出すること。

(1) 提出書類

NO.	提出書類	様式	サイズ、枚数等
1	企画提案書表紙	第6号	A4版、1枚
2	受託実績書	第7号	A4版、1枚
3	業務実施体制	第8-1号 第8-2号	A4版、1枚
4	業務フロー工程計画	任意	A4版、1枚
5	特定テーマに対する具体的な提案テーマ：様式第9-1、2号に記載のとおり	第9-1号 第9-2号	A4版、1枚
6	参考見積書（見積内訳書を含む）	任意	A4版

- (2) 提出期限 令和8年5月20日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出場所 〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2
平泉町 建設水道課 担当：佐藤
電話番号 0191-46-5569（直通） FAX 0191-46-3080
- (4) 提出方法 持参又は郵送
（持参する場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）
- (5) 提出部数 5部（正本1部、副本4部）
提出書類一覧の電子データを格納したCD-R（1枚）も提出すること。
- (6) 企画提案書の記載に関する留意事項
- ① A4判（様式自由・両面・カラー可）とし、提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔に分かりやすくまとめること。
 - ② フォントについては原則11ポイント以上とする。
 - ③ 専門用語を使用する場合は注釈等を付けること。

8. 契約候補者の選定方法等

(1) 審査体制

平泉町景観計画改訂業務公募型プロポーザル審査委員会を設置し、審査、契約候補者の

選定を行う。

【審査委員】

平泉町景観計画改定作業部会長 東北大学災害科学国際研究所准教授 平野勝也

平泉町副町長 菅原幹成

平泉町文化遺産センター館長 小野寺崇

平泉町建設水道課課長 小野寺敏彦

(2) 評価基準

企画提案書の評価は以下のとおりとし、契約候補者を選定する。

- ① 審査委員会は別紙「平泉町景観計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」により、公平かつ客観的に審査し、評価点数が最高の者を契約候補者として選定する。
- ② 評価点数が同数の場合は、審査委員の多数決により決定する。
- ③ 提案者が1者の場合でも審査を行い、一定の評価基準（各委員の採点合計が総配点の100分の60以上）を満たした場合、その提案者を契約候補者として選定する。
- ④ 提案者が3者を超える場合は、事前に書類審査を行い、審査後、参加者全員に電子メールで通知する。

(3) プレゼンテーション

- ① 提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、評価基準に従い採点を行う。
- ② プレゼンテーションは1社あたり40分以内とする。
（準備片付け10分、プレゼンテーション20分、質疑10分）
- ③ 出席者は、管理責任者含む2名以内とする。
- ④ プレゼンテーションで使用する電源は町が用意し、それ以外の必要機器（パソコン、プロジェクター、スクリーン、ケーブル類等）は参加者が用意すること。
- ⑤ 総合評価点（合計点）が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。総合評価点（合計点）が同点の場合は、見積金額がより安価である者を上位者とする。
- ⑥ 前号の規定により順位が決定できないときは、審査会委員長が順位を決定する。
- ⑦ 評価は非公開により実施する。

(4) 審査結果通知

- ① 審査結果が参加者全員に文書で通知する。
- ② 選定内容及び審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。
また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、これを失格とする。

- ① 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなく

なった者による提案

- ② 参加表明書を提出しなかった者の提案
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ④ 参考見積額が業務規模を超える提案
- ⑤ 提出書類の不鮮明等により必要事項が確認できない提案
- ⑥ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

9. 契約手続

契約候補者と企画提案書に記載された項目に基づき協議し、協議が整い次第、当該契約を締結するものとする。

10. 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならない。また、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、契約候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者を参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11. その他留意事項

(1) プロポーザルの参加者が町に提出した書類は、返却しない。

(2) 企画提案書の提出等に要する費用は提案者が負担とするものとする。

(3) 書類提出後企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

(4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。

(5) 提出書類に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等やむを得ない場合を除き、変更出来ないものとする。